

「マルチステークホルダー方針」

当法人は、企業経営において、職員、取引先、関与先、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、職員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当法人は、経営資源の成長分野への重点的な投入、職員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、自法人の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、職員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を含む人材投資を中心に積極的に取り組むことを通じて、職員への持続的な還元を目指します。

具体的には、賃金の引き上げについて社会状況等を踏まえて真摯に取り組むとともに、教育訓練等を含む人材投資については、会計・監査スキルの向上のみならず、業界・事業に関する知見やグローバル対応力等の強化を可能とする育成・能力開発のプログラムの見直し等を進めており、特にクライアント環境のDX化等、デジタルテクノロジーの変化等へ対応可能なテクノロジー人材の育成や、ステークホルダーからの関心が高まっているESG・非財務情報に関する人材の育成等、監査法人を取り巻く環境変化に対応する人材への投資を加速させてまいります。

2. 取引先への配慮

当法人はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/63349-13-00-tokyo.pdf>】

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和6年6月21日

有限責任監査法人トーマツ

代表執行役 大久保 孝一